

平成 22 年 度

定期監査等結果報告書

(農業委員会)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

農業委員会

2. 監査の範囲

平成22年度（平成22年4月～平成23年1月）
財務、その他の事務の執行

3. 監査の期間

平成23年2月24日～平成23年3月24日まで

4. 監査の方法

農業委員会から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部、又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

農業委員会における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1．農業委員会総会議事録の作成について

農業委員会は、毎月一回総会を開催し議事録を作成している。議事録には2名の出席委員の署名捺印がなされているが、署名捺印がなされた日付のないものが散見された。また豊前市農業委員会会議規則第13条第3項では、会議録は、委員会の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならないとなっているが、縦覧についての告示がなされていない。縦覧は、議事録の正確を期するため関係人をして過誤の有無を検討させ、異議の申し立て等の機会を与えるものであるため、法並びに規則の規定に基づいた事務処理をされたい。

2．各種申請の事務処理について

農地法に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の合意解約書の様式が、平成21年の農地法改正前の条項であったので、早急に様式の見直しをされたい。

また、合意解約書の受理にあたり、合意解約を行った日付のないものが散見される中、農業委員会の確認がなされており、どの様な方法で確認したのか疑問が生じる。農業委員会の審査体制や審査のあり方等、審査制度全般に対する信頼性に係わることなので、関係書類の受理から審査に至るまでの一連の事務処理に当たっては内容の精査と厳正な審査に努められたい。

3．農地対策について

耕作放棄地対策については、農業委員による農地パトロールが年1回実施され改善指導が継続され一定の成果が上がっているが、各農業委員からの報告の取りまとめが不十分であるため、年度毎の推移が不明である。毎年、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価が豊前市のホームページで公表されているが、その中で活動実績の数字の算定根拠が不明確なものがあつたので、今後の耕作放棄地対策の上からも適格に把握され、正確を期するよう改善を要望する。

また農地転用については、近年多く見られた違反転用が農地法の改正により違反転用の処分・罰則が強化され、さらに農業委員によるパトロールの強化等で減少傾向にあるが、過去の経緯及び指導の結果や現在の状況等の取りまとめが不十分である。今後の農地対策として、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、適切に整理及び取りまとめを行うよう改善を要望する。

4．備品及び備品台帳の管理について

所管する備品については、台帳を備え常に保管の状況を明らかにしておかなければならないことになっている。新しい備品については台帳の更新がされているが、使われていない公印や古い備品で廃棄された物・不明な物、備品でなく消耗品である物等が台帳に記載されている。備品の管理が軽視されることがないように適正な備品台帳の整備を要望する。

口頭指摘事項

1．文書管理について

起案文書の決裁日、施行日、廃棄日等の記載がされていないものが見受けられましたので、文書の保管管理を的確に行うため、必ず記載をして下さい。

文書事務の適正化については、別紙添付の「文書起案の注意事項」(総務課通知)を参考に所属職員全員に徹底して下さい。

2．公印の管理及び使用について

豊前市農業委員会公印規程第7条第2号では、「公印を使用するときは、公印使用簿に所定の事項を記載しなければならない。」となっているが、農業委員会に公印使用簿が備えつけられていないので、早急に改善して下さい。

3．通帳管理について

農業委員会では、8つの通帳を保有しているが、登録印がすべて公印となっており現金の出し入れのチェックができていない。経理事務が適正に管理できるよう2人以上でチェックできるように改善して下さい。また、通帳は必要最低限に統合等して整理して下さい。

4．農業者年金について

農業委員会は、農業者年金基金からの業務委託を受け、受給者の方の各種手続・相談業務、また農業者年金制度の周知・加入促進活動等を行っていますが、農業者年金の新規加入者は、平成14年度以降実績があがっていないので、今後とも農業委員とともに農業年金制度の普及活動や新規加入の推進に努めて下さい。

5．議事録の作成について

議事録については、毎月定例総会後に作成されているが、ホッチキスで綴じられ、議事録署名委員の割印がされていない。議事録には農業委員会等に関する法律並びに農業委員会会議規則により縦覧に供さなければならないようになっており、議事録の正確性を期するためにも、署名委員の割印が必要と考えられるので検討を要望します。

以上